



鳥取県公報

平成18年 6月30日(金)
第 7 8 0 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (443) (西部総合事務所県民局) 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (444) (米子保健所) 1
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (445) (耕地課) 2
調達公告	一般競争入札の実施 (産業技術センター) 2
雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成17年度の決算の要旨 (地域自立戦略課) 5

告 示

鳥取県告示第443号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年8月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 6月30日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 申請のあった年月日
平成18年 6月 8日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 精神障害者家族会すけっと
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
樋口 侑子
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市富益町4548 - 2
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、主に精神障害者に対して、地域での交流、創造的活動、生産活動等社会復帰の促進に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献し当事者の幸せ実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第444号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとお

り告示する。

平成18年6月30日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名 称	所在地	辞退年月日
木下産婦人科医院	米子市角盤町一丁目94	平成18年6月15日
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目215	〃

鳥取県告示第445号

米子市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業淀江宇田川地区暗渠排水）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 縦覧に供する期間
平成18年6月30日から同年7月20日まで
- 縦覧に供する場所
米子市役所
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 調達内容
 - 借入物品等の名称及び数量
鳥取県商工労働部産業技術センターネットワーク機器等 一式
(内訳)
ア 借入物品 ネットワーク管理サーバ及びネットワーク機器 1組

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年10月1日から平成23年9月30日まで

(4) 納入期限

平成18年9月29日(金)

(5) 納入場所

〒689-1112 鳥取市若葉台南七丁目1-1

鳥取県商工労働部産業技術センター

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうちリース又はレンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年7月25日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成18年6月30日(金)から同年8月9日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県商工労働部産業技術センター

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒689-1112 鳥取市若葉台南七丁目1-1

鳥取県商工労働部産業技術センター 研究企画室

電話 0857-38-6205

電子メールアドレス tsgckikaku@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年6月30日(金)から同年7月12日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の

午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年8月9日(水)午後2時

鳥取県商工労働部産業技術センター 2階 第2会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、次の提出先へ提出期限内に提出しなければならない。

当該書類は郵便等による提出を可とする。ただし、書留郵便又は民間事業者による信書の送信に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより、次の提出先に送付すること。

ア 提出先

〒689-3522 米子市日下1239

鳥取県商工労働部産業技術センター 機械素材研究所

イ 提出期限

平成18年7月26日(水)午後4時(ただし、郵便等による書類の受領期限は、同月25日(火)午後5時までとする。)

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年6月30日

鳥取県市町村職員共済組合 理事長 榎 本 武 利

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	12	31

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	特別職	市町村長	特定消防	長期	継続長期	任意継続	計
組合員数（人）	6,915	148	19	665	11	0	278	8,036
給料月額（百万円）	2,299	48	14	229	4	0	86	2,680
一人当たり給料月額（円）	332,568	324,370	759,268	345,018	378,959	0	311,006	

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	8	7	48	4	2	1	70

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
収	負担金	1,680,159	6,536,581	60,391	179,369				
	掛金	1,746,069	3,427,293		171,572				
	施設収入・商品売上					779,490		23,290	
	基礎年金交付金		867,347						

入	利息及び配当金	138	736,439	37	88	45	129,374	148,336		
	その他の収入	208,884	5,892	227	44,770	41,898	36	6,170		522,888
	他経理から繰入			28,923		444,358				
	前年度支払準備金	311,884	245							
	前年度繰越長期給付積立金		36,781,033							
	計	3,947,134	48,354,830	89,578	395,799	1,265,791	129,410	154,506	23,290	522,888
	給付	2,171,230	10,138,432							522,642
	役員給与			57,314	59,620	381,227	35,874	8,942	3,592	
	旅費・事務費			2,602	3,771	6,289	5,128	1,935	940	
	商品仕入					24,085				
支	飲食材料費					189,378				
	委託費			3,348	3,208	727	127	70	12,940	
	支払利息					14,592		130,781	2,844	
	連合会払込金	67,499								
	老人保健拠出金	800,783								
	退職者給付拠出金	538,491								
	基礎年金拠出金負担		2,628,118							
	他経理へ繰入	11,106	17,816			444,358				
	その他の支出	405,434	314	22,001	185,881	653,790	123,004	13,532	3,921	246
	次年度支払準備金	335,188								
出	次年度繰越長期給付積立金		35,570,150							
	計	4,329,731	48,354,830	85,265	696,838	1,270,088	164,133	155,260	24,237	522,888
	差引当期利益金又は当期損失金()	382,597	0	4,313	301,039	4,297	34,723	754	947	0

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分		短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金 支払
資産	流動資産	802,663	8,496,622	131,660	301,902	510,318	5,038,756	50,626	126,357	
	固定資産		27,074,451	125	583	2,795,408	6,140,428	6,322,391		
	繰延資産									
資産合計		802,663	35,571,073	131,785	302,485	3,305,726	11,179,184	6,373,017	126,357	0
負債	流動負債	167,004	923	1,730	18,754	113,694	10,415,561	317	28	
	固定負債	335,188		100,407	32,402	885,838	68,046	6,347,319	102,116	
	負債合計	502,192	923	102,137	51,156	999,532	10,483,607	6,347,636	102,144	0
資本	資本剰余金			474		2,263,582				
	積立金		35,570,150							
	利益剰余金	300,471		29,174	251,329	42,612	695,577	25,381	24,213	
資本合計		300,471	35,570,150	29,648	251,329	2,306,194	695,577	25,381	24,213	0
負債・資本合計		802,663	35,571,073	131,785	302,485	3,305,726	11,179,184	6,373,017	126,357	0